川崎市教育支援会議設置要綱

平成29年3月28日 教育長決裁 28川教指第3051号

(設置)

第1条 川崎市に在住し特別な教育的支援を必要とする次年時就学児及び学齢児 童生徒(以下「児童生徒等」という。)に対し、一人ひとりの教育的ニーズに 応じた適切な就学相談等を行い、学校における一貫した教育支援の充実を図る ため、川崎市教育支援会議(以下「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について助言及び必要な調整を行う。
 - (1)特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の就学先決定に関すること。
 - (2)特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の就学先の変更等に関すること。
 - (3)特別な教育的支援を必要とする児童生徒等の学校における一貫した教育的支援等に関すること。
 - (4) その他、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 会議は、次に掲げる30人以内の委員をもって組織する。
 - (1) 医師及び学識経験者
 - (2) 川崎市児童相談所関係者
 - (3) 川崎市地域療育センター関係者
 - (4)川崎市立小学校校長会代表
 - (5) 川崎市立中学校校長会代表
 - (6) 川崎市立特別支援学校長
 - (7) 神奈川県立特別支援学校長
 - (8)川崎市教職員組合代表
 - (9) 川崎市立学校教員
 - (10) 川崎市教育委員会事務局職員

(委員)

- 第4条 会議の委員は、教育長が依頼する。
- 2 会議に、委員長、副委員長を置く。
- 3 会議の委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 4 委員長は会議の議長を務め、会議を代表して会務を総括し、第7条に定める 専門部会を招集する。

- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行す る。
- 6 会議は、必要に応じて関係者を招致し、意見を聴取することができる。 (任期)
- 第5条 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。 (会議)
- 第6条 会議は委員長が招集する。
- 2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立する。
- 3 毎年度の最初の会議は、第1項の規定にかかわらず教育長が招集する。 (専門部会)
- 第7条 会議に専門部会を置く。
- 専門部会に関して必要な事項は、別に定める。
 (事務局)
- 第8条 会議の事務局は、川崎市教育委員会事務局に置く。

附 則

(施行期日)

1 この改正要綱は、平成29年4月3日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 川崎市就学指導委員会要綱(昭和57年10月6日施行)は、廃止する。